

## 開発行為変更許可通知書

第 1-11 号

住 所 徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境 36 番地 1  
氏名又は名称 株式会社 アルファード  
及び代表者名 代表取締役 七條 政利

令和元年 10 月 4 日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により許可する。

令和元年 10 月 15 日

三木町長 伊藤 良春



### 許可の内容

|                    |                                |
|--------------------|--------------------------------|
| 開発区域に含まれる<br>地域の名称 | 木田郡三木町大字下高岡字塚脇 188 番 1、188 番 3 |
| 開発区域の面積            | 1,212.79 m <sup>2</sup>        |
| 予定建築物の用途           | 一戸建ての住宅（4 棟）                   |
| 変更内容               | 設計変更                           |

### 許可の条件

- ・工事完了届出書提出時に、工事施工状況報告書（工事写真等）と添付すること。

#### （付記）

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。  
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第 51 条第 1 項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。